



II. 基本構想

キャッチフレーズ

住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち

1. 基本理念	14
2. 基本方針	14
3. 将来のまちづくりに向けて 認識しておくべき社会の変化	16
4. 計画実現に向けて	21
5. 基本目標	22
6. 行政経営の考え方	22
7. 土地利用の方向性 (土地利用計画)	24

1. 基本理念

未来都市像（キャッチフレーズ）

住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち

2035年に向けての湯梨浜町の未来都市像を「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」と定め、第5次総合計画のテーマとして、より具体的かつ進展的な取組の中で、町の均衡ある発展と特色あるまちづくりを推進します。

2. 基本方針

湯梨浜町の良さ・魅力を発展させ、今後や将来においても住み続けたいと思える町を創っていくために、今後のまちづくりのすべての施策にわたって、共通する価値観や基本となる考え方を示す基本理念を以下のとおり、定めます。

基本理念の設定にあたっては、「一人ひとりが持てる能力を発揮できる」「持続可能」な社会の実現を目指し、SDGsの目標11「住み続けられるまちづくりを」を核とします。

《住みやすく》

- ・豊かな自然環境、生活環境等との調和の中で、町民の安全性、利便性、快適性がより確保され、持続可能で魅力あふれるまちづくり。

《魅力と活気あふれる》

- ・自然や歴史文化等の多彩な魅力をもった町で暮らす多様な人々がその個性を生かし、高め合うことで、さらに新たな町の彩りと輝きを創っていく、活気あふれるまちづくり。

《愛のまち》

- ・すべての町民が共に「支え愛」、笑顔で生涯にわたり暮らすことができる、温もりのあるまちづくり。

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

- ・ 2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際社会共通の目標です。
- ・ 持続可能な世界を実現するための17の目標と細分化された169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人として取り残されない」社会の実現を目指すものです。
- ・ SDGsは開発途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも平成28(2016)年5月に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が内閣に設置され、同年12月には「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が策定される等の取組が進められています。
- ・ SDGsでは、持続可能な開発を「経済・社会・環境」という三つの側面において、バランスがとれ統合された形で達成することに責任をもって取り組むこととしています。「経済・社会・環境」の三側面は三層構造の関係性となっており、「環境」がすべての活動の根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していることから、SDGsが目指すこの三つの側面の課題をバランスよく、統合的に解決していくことが求められています。
- ・ SDGsの達成に向けて、政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー（利害関係者）が役割を担って、連携して取り組むこととされています。地方自治体においてもその一主体として重要な役割を果たしており、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追及が日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとして期待されています。
- ・ 本町では、町の均衡ある発展のため、「経済」「社会」「環境」の三側面が連関して、相互相乗的な効果と好循環をもたらす取組であるSDGsの特徴を生かします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 将来のまちづくりに向けて認識しておくべき社会の変化

令和2（2020）年に拡大した新型コロナウイルス感染症は、社会全体に深刻な影響を及ぼしました。国内経済の停滞や少子化の進行に加え、国際情勢の変化を背景に、エネルギー価格の高騰や物価上昇が進んでいます。これにより、私たちの暮らし方や働き方を見直す動きが広がり、新たな生活様式が定着しました。特に若者を中心に価値観が大きく変化し、多様性を尊重する社会が形成されつつあります。また、デジタル技術の活用が飛躍的に進展する一方で、グリーンリカバリー*の視点からの取組も進んでいます。

また、閉塞感や将来への不確実性が強まる中で、身体的・精神的・社会的に健やかな状態にあることを重視する「ウエルビーイング」への関心が高まっています。単なる経済成長だけでなく、一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現が、まちづくりの新たな課題となりつつあります。

これからの10年は、これまでにない大きな変化が予想されます。より良い未来に向かって着実に前進するとともに、社会の動向を的確に見極め、固定観念や前例にとらわれず、継続的に新たな挑戦を続けていくことが重要です。

（注釈）

グリーンリカバリー：単にコロナ禍以前の状況に戻るのではなく、新たな未来の創造に向けた持続可能で脱炭素な方向の復興を目指すこと。

○ 人口減少・超高齢化

現在、我が国では、人生100年時代と言われる超高齢社会を迎えています。令和2（2020）年の国勢調査によれば、総人口は1億2,615万人で、平成27（2015）年調査の1億2,709万人から0.7%減少しました。また、全市町村の82.5%で人口が減少しており、全国的な人口減少の傾向が顕著です。

さらに、65歳以上の老年人口の割合は28.6%に上昇し、15歳未満の年少人口は11.9%と低下しています。少子高齢化の進行により、年齢構成に著しい偏りが生じ、人口構造の高齢化が一層顕著になっています。総人口が減少する一方で、高齢者人口は増加し続けており、令和7（2025）年には「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となります。令和22（2040）年には高齢者人口がピークに達し、特に85歳以上の急増が見込まれています。

また、世帯構成にも変化が見られ、核家族化がさらに進展し、単身世帯や夫婦のみ世帯の割合が増加しています。これにより、社会的に孤立する世帯の増加が懸念されます。

このような、人口及び世帯構造の変化は、労働力人口の減少、社会保障費の増大、空き家の増加、地域社会の担い手不足等、生活のあらゆる場面に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

現役世代の割合も減少し、令和22（2040）年には人口の半数近くを占める見込みです。これにより、労働力や地域コミュニティをはじめ、様々な分野で担い手の確保が難しくなり、地域の継続的な運営に支障をきたすおそれがあります。

こうした背景を踏まえ、令和7（2025）年6月13日に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、若者や女性にも選ばれる地域づくりを、政策の基本姿勢として位置付けています。

地方には都市部では得難い自然環境や広々とした生活空間、四季の移ろいを感じられる豊かさが 있습니다。地方の強みを生かしつつ、若年層の意識や行動の変化を的確にとらえ、地域が抱える課題を克服するためには、大胆かつ着実な取組が求められます。若者や女性のみならず、高齢者や外国人等も含めた多様な人材の活躍が期待されています。

○ 少子化

近年では、経済的・社会的不安定さ、新型コロナウイルス感染症の影響で人との接触の制限が加わったこと等多岐に渡る要因により、全国的に予測を上回る速度で、出生数が減少しています。加えて、出産適齢期にあたる若年層の人口が2030年代に入ると急速に減少することから、出生数の減少への更なる懸念があります。こうした中、政府では「こども家庭庁」の創設や、こども関連予算の倍増等、従来とは異なる規模と手法による少子化対策を打ち出しており、地域全体でこども・子育てを支えていく社会の実現に向けた取組が進められています。

少子化の流れに歯止めをかけるためには、安心と思いやりに満ちた地域の中で、子どもを持ちたいという一人ひとりの希望が尊重され、各家庭が温かい関係を築けるよう、安心して出産・子育てができる環境の整備が求められます。

○ ウェルビーイング

ウェルビーイング（Well-Being）とは、世界保健機関（WHO）の憲章で提唱された広い意味での健康を示す概念であり、「人々が身体的・精神的・社会的に満たされた状態にあること」と定義され、「人が幸せを感じている状態」とも言えます。

ハピネスは一時的な喜びや快感といった「瞬間的」に幸せな心理状態を指すのに対し、ウェルビーイングは人生全体を通じた「持続的な幸福や充足感」というニュアンスが含まれ、両者には性質の違いがあります。現代社会では、ハピネスよりもウェルビーイングの価値観が重要視されつつあります。

政府が推進する地方創生戦略では、「心ゆたかな暮らし」と「持続可能な経済・社会・環境」の実現を目指しており、地域における「暮らしやすさ」と「幸福感（ウェルビーイング）」を可視化・測定する手段として「LWC*指標」の活用が検討されています。

人口減少や経済成長の停滞が進行する中で、「物質的な豊かさ」から「生活の質」や「心の豊かさ」を重視する価値観への転換が進んでいます。経済成長や所得の増加が人々の幸せにつながるとは限らないという認識が広がり、社会的な豊かさや生活満足度の向上に焦点が当てられています。

ウェルビーイングは、自分らしさや地域での人間関係、住宅環境や都市機能等様々な要素が相互に影響し合って構成されるものであり、これらを総合的にとらえる視点が求められています。

（注釈）

LWC：Liveable Well-Being Cityの略。住民の幸福感を高めるまちづくり。

○ 共創社会

今後、人口減少や資源の制約が一層深刻化し、地域社会は多くの課題に直面することが予想されます。特に、人手不足や課題の多様化・複雑化といった問題への対応が急務です。こうした状況の中で、町民や事業者、大学、各種団体等、多様な主体が連携し、それぞれの強みを生かしながら、共に地域課題の解決に取り組む「共創」の姿勢がこれまで以上に求められます。

そのためには、地域の誰もが自らの役割を認識し、主体的に関与できるような仕組みや場づくりを進めていくことが重要です。

○ DX・デジタル社会

我が国では、経済活動と社会的課題の解決をデジタル技術によって両立させ、人々に豊かさをもたらす社会の実現を目指しており、その手段である、次世代高速通信網（5G）*や人工知能（AI）等の技術は急速に進展しています。また、自動車の自動運転は実用化の一步手前まで進み、買い物や手続等のオンライン化・キャッシュレス化が普及して、スマートフォン一つで多くのことができるといったデジタル化への動きが加速しています。

一方、行政サービスにおいても、マイナンバーカードを用いた各種手続のオンライン化等、町民の利便性向上や業務の効率化に向けて取り組んでいます。

今後、様々な未来技術を活用したイノベーションやスタートアップ*を支援し、新たな経済構造の構築を促すとともに、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、自治体のデジタル化を推進することにより、行財政の効率化や住民に対するサービスの質の向上につなげることが求められています。

このような状況のもと、令和5（2023）年11月に、湯梨浜町デジタル田園都市（まち・ひと・しごと）総合戦略を策定しました。

コロナ禍を経て社会全体でデジタル化への動きが加速し、リモートワーク等の場所にとられない多様な働き方が広く普及しました。また、都市部への一極集中がもたらすリスクが顕在化し、地方での暮らしや新たなライフスタイルへの関心が高まるとともに、地方の魅力・優位性を見直す動きが広がっています。こうした価値観の多様化やデジタル技術の普及は、地方のさらなる発展に資する機会となった一方で、デジタルデバイド（情報格差）の拡大が想定されます。多くの人がデジタル技術の恩恵を享受できる社会を実現していくことが求められています。

（注釈）

次世代高速通信網（5G）：高速大容量、高信頼・低遅延、多数同時接続の特徴を有した移動通信システム。

スタートアップ：革新的なビジネスモデルによって社会にイノベーションを生み出すことで、起業から短期間で急成長を遂げる企業やプロジェクト。

○ 脱炭素

地球規模で環境問題が深刻化する中、国では再生可能エネルギーの導入の拡大等、新たなエネルギー政策が進められており、地域間の連携・循環、自然と人間の共生を重視した新たな政策等が打ち出されています。

国の地球温暖化対策計画（令和3（2021）年閣議決定）において、令和12（2030）年度までに温室効果ガス*排出量を平成25（2013）年度比で46%削減し、令和32（2050）年にはカーボンニュートラル*を実現することを目指しています。

この目標の達成に向けては、社会経済活動や町民の暮らしそのものを脱炭素の視点から大きく見直す必要があり、環境への負荷を抑えながら自然と調和した持続可能なまちづくりを進めることが求められます。

本町においても、環境問題は様々な分野と密接に関連しており、豊かな自然は町の大きな魅力の一つです。町民・事業者・行政が協働し、環境パートナーシップを形成しながら、自然と共生し、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していくことが重要です。

（注釈）

温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン類等、人間の活動によって排出され、地球の平均気温を上昇させる原因となる気体。

カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量から、植林や森林管理等により吸収された量を差し引き、実質的な排出量をゼロにすること。

○ 多様性・インクルーシブ（包摂性*）

経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）*の推進や2020東京オリンピックや2025大阪関西万博を契機として、多様な価値観を認め合う社会、誰も取り残さない社会に対する理解が深まっています。こうした理解を実際の社会で実践できるような活動の活性化が期待されています。

一方で、近年、外国人に関するインターネット上の人権侵害や性的マイノリティの人権等、新たな人権課題も生じています。今後もグローバル化の進展や人手不足の深刻化等に伴い外国人労働者の増加が予想されます。

多様化する人々の価値観に対応し、性別、年齢、国籍、障がいの有無といった個人個人の属性や置かれた状況に関わらず、一人ひとりが自立し、お互いの人権を尊重し合い、誰もが個性と能力を十分発揮できるまちづくりを推進するとともに、人々の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することで多様性と包摂性のある「魅力と活気あふれる愛のまち」の形成を進めます。

経済・社会システムの変容の過程において新たに取り残される可能性のある人々に対する適切な対応も必要です。

（注釈）

包摂性：誰一人取り残さないという考え方のこと。

SDGs：Sustainable Development Goals の略（エスディー・ジーズ）

世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、平成27（2015）年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標。「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」等17の目標と169のターゲットが示されており、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28（2016）年）において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することとされている。

○ 不確実性

令和5（2023）年8月に発生した台風第7号は、観測史上最多の記録的豪雨となり鳥取県内各地で甚大な被害をもたらしました。また、令和6（2024）年には、震度7もの大きな揺れを観測した能登半島地震が発生し、日本中に大きな衝撃を与えました。

近年は記録的な猛暑やゲリラ豪雨等激甚化した自然災害が各地で発生しており、地球規模の気候変動による気象災害のリスクが高まっており、治安・防災への対応は優先課題です。

令和7年（2025）年10月には、防災体制の抜本的強化を図ること、自然災害の頻発化・激甚化に対し、予測技術の向上等を踏まえ、洪水の特別警報や高潮の共同予報・警報を新たに実施する制度改正を行うことが、閣議決定されました。

このような動きと連動し、様々な災害から生じるリスクに備えた対策の強化や地球温暖化対策の促進等を図り、誰もが安心安全に暮らすことのできる地域づくりを進めていくことが求められています。

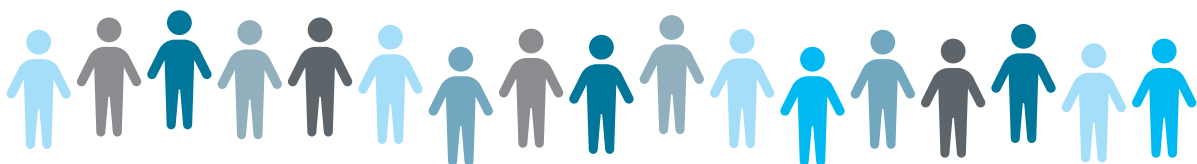
また、令和4（2022）年2月のウクライナに対するロシアの軍事進攻や、中東情勢の緊迫化等世界を取り巻く安全保障は大きく揺らいでいます。国際的な原材料価格の上昇等を背景に物価高騰が進んでおり、地域経済に大きな影響を与えています。このような状況において、地域経済の活力を持続的なものにしていくためには、物価高・原材料不足等の影響を受けている産業を力強く支えるとともに、地場産業が国内外のマーケットで渡り合える競争力を保つ必要があります。今後は、デジタル技術を活用した生産性の更なる向上、高付加価値化の促進、新たな事業創出や人材育成等を幅広く推進することにより産業の活性化を図ることが求められています。

近年では、異常気象、新型コロナウイルスの影響やIT技術の急速な進化等によって世界的にも変化の度合いが増し、取り巻く環境の複雑さと将来予測の困難性が増加する状況にあることから、先の見通せない「VUCA（ブーカ）*時代」の到来と広く認識されるようになりました。VUCA時代には、問題解決に加えて問題を「発見」する力、本質を見抜く力が求められます。そのため、既存の価値観や様々なスタンダード等が通用しない大きな変革の時代を迎えていると言われています。

本町においてもこの変化を敏感に捉え、臨機応変に速やかな順応を図ることが重要です。また、将来にわたり地域社会の持続的発展を続けるためには、前例踏襲主義から脱却するとともに、改革効果の高い事業へ注力する「選択と集中」が必要となります。

（注釈）

VUCA：Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の略。



4. 計画実現に向けて

基本方針の達成は、地域住民の間で、見守る側、見守られる側の立場を超えて一人ひとりがお互いを認め合い、誰もが地域社会において、生きがいを持ち自立した生活を営むことで実現します。

核家族化や産業構造の変化に伴う職住分離の進展は、結果として地域コミュニティの弱体化をもたらしています。

また、過疎・高齢化の進展に加え、単身世帯の増加や自治会加入率の低下等により、従来、家族や地域が果たしてきた支え合いの機能は、弱まりつつあります。

加えて、晩婚化や50歳時未婚率の上昇は、少子化をもたらし、人口減少社会という私たちが経験したことのない社会へと進みつつあります。

人との交流の制限を余儀なくされたコロナ禍は、これらの傾向を加速化させた一方で、私たちは、絆や交流、地域コミュニティの大切さを再認識することになりました。

子どもたちの元気で明るい声は、全ての人を元気づける大きな力を持っています。子育てに夢のある地域は、全ての人にとっても、夢を感じられる地域です。そして、夢には社会を変革する力があります。

①若者・女性の活躍（出愛）

いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる地域の実現を課題とします。

人の流れを呼び込む地域、安心して子どもを産み、育てることができる地域、人口減少下でも豊かで持続可能な地域の実現。このためには、人口減少問題解決の鍵を握る若者や女性の声に耳を傾け、産官学金労言（産業・行政・学術・金融・労働・言論）の各界各層が一体となり、若者・女性にも選ばれる魅力あるまちづくりを目指します。

②子どもや子育て世代、お年寄り、多くの世代が安心できる居場所づくり（ふれ愛）

年齢を問わず誰もが安心して暮らすことを可能とする、医療・福祉等の生活関連サービス、コミュニティの機能を維持することが課題です。

地域社会からの孤立を防ぐため、又は、地域活動を継続していくためには、地域における集いの場等、居場所を確保するとともに、地域住民の自主的な活動の活性化を図り、住民同士のつながりづくりの促進が必要です。

自治会だけではなく、地域住民が自発的に交流を目的とした居場所をつくり、多世代交流活動を行うこと、様々な団体が地域に根差し分野を超えて交流活動を行うこと、支援が必要な人には、小規模でもきめ細かな居場所があることで、お互いの立場を理解し合える、安心できる居場所となります。

③継続と承継（支え愛）

本町ならではの自然資源を活かした農林漁業をはじめとする既存産業の振興や、新たな事業等の創出・雇用を促す支援等の取組を進め、あらゆる世代にとって魅力のある働く場の確保に努めます。

また、地域の文化を継承・発展させ、湯梨浜町に住む人、学び働く人、訪れる人等全ての人を惹きつけ、さらには、技術や文化が、農業、漁業、観光、食、伝統産業からあらゆる分野の技術と融合し、湯梨浜町の新たな価値を創造し、発信し続ける社会づくりを目指します。そして、湯梨浜町の姿として、暮らしの中に多様な文化が息づき、文化や伝統技術の力を継承し新たな価値を創造し、シビックプライド*として醸成します。

(注釈)

シビックプライド：町に対する誇り、愛着及び共感を持ち、町のために自ら関わっていかこうとする気持ちのことをいう。

5. 基本目標

基本理念「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」の実現に向けて、次の5つの本町の目指す姿を基本目標と掲げ、町民・行政・事業者・団体等、多様な主体が一体となって積極的な施策の推進を図ります。

- 1 支えあい 安全・安心で住み続けられるまち
- 2 認めあい 未来と今を創造するまち
- 3 ふれあい 誰もが健康長寿で暮らすまち
- 4 湯梨浜愛 志を立て 共に学ぶ ひとづくり
- 5 高めあい 魅力と挑戦に あふれるまち

湯梨浜町の魅力と活気の大本にある、人と人とのつながりを大切にしながら、住みやすいまち、住み続けたいと思うまちの創出を図ります。

6. 行政経営の考え方

行政経営の考え方

- 1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進
- 2 町民の視点に立った行政基盤の整備
- 3 健全で持続可能な財政運営の推進
- 4 効果的で効率的な行政運営の推進
- 5 魅力あふれる持続可能な地域づくり

「行政経営の考え方」は「まちづくり」を達成するため、各政策や組織に対して戦略的に働きかけを行うことにより、行政活動による効用を最大化することを目的としています。

問題点の整理

- 地方分権の進展に伴い、自治体の多様な役割を担う職員には、住民に身近な存在、地域社会における「全体の奉仕者」として、これまで以上に、住民の信頼を得る職務能力、公務員としての倫理観や責任感等が重視されてきています。また、少子高齢化の進展等により、限られた人員で最大の効果を発揮することが求められており、職員研修や人事制度による人材育成に加えて、多様な働き方、働き方改革等による魅力的かつ効率的な職場環境の整備も重要となっています。
- 人口減少社会の到来と少子高齢社会の進行により、収入（税）の増加が難しく、医療や介護等にかかる社会保障費や既存インフラの維持費等の負担が増加することが見込まれます。また、労働人口の減少によって、労働力不足が拡大し、職員の確保が困難になることが予想されるため、デジタル技術を最大限に活用した行政運営の変革を進める必要があります。
- 全町的に若者の転出超過が深刻な状況です。特に過疎地域は、人口減少や少子高齢化の影響が著しく、地域産業の後継者不足が大きな課題となっています。

方向性

- 多様性に満ちた共生社会を実現するために、戦略的に重点化する事業を選択し、その効果を町民生活に還元していきます。そのためには、目的と責任の明確化や、客観的な数値による成果の確認により、事業の最適な選択が行われるようにします。その上で、社会の潮流や多様な町民ニーズを的確に把握し、創造的・戦略的な事業展開を企画・実践します。
- 町民と行政との信頼関係を築いていくために、広報・広聴を確実に実施するとともに、行政の基盤とも言える人材育成や働き方改革等を積極的に推進します。
- 安定的な行政サービス提供のため、持続可能な財政運営を推進すると同時に、施設等運営主体の工夫等、限りある行政資源の効用を最大限に発揮できる取組を進めるとともに、デジタル技術等を活用したBPR*の推進やデータの活用等により、職員自らが仕事をしやすい環境をつくり、それにより生産性を高め、町民サービスの向上を目指します。
- 総合的な人口減少対策に向け、若者が幅広く交流し活躍できるコミュニティの創造により、町の魅力の底上げを図りながら定住を促進します。また、過疎地域を中心に生活環境の維持向上を図り、地域資源を活かしながら魅力あふれる持続可能な地域づくりを推進します。

(注釈)

BPR：Business Process Re-engineering（業務プロセスの見直し）の略。

コスト、品質、サービス、スピードのような、重大で現代的なパフォーマンス基準を劇的に改善するために、業務プロセスを根本的に考え直し、抜本的にデザインし直すこと。単に業務をデジタル化することではなく、“当たり前”になっている業務を根本から見直すもの。

7. 土地利用の方向性（土地利用計画）

(1) 基本方針

本町では、国土利用計画法第8条の規定に基づき、平成18（2006）年3月に「第1次湯梨浜町土地利用計画」を策定し、限られた土地において、計画的かつ効率的な利用に努めてきましたが、平成23（2011）年3月の「第1次湯梨浜町土地利用計画」の計画期間満了に合わせて、「第2次湯梨浜町土地利用計画」を策定せず、その内容を「第2次湯梨浜町総合計画」に移行しました。

土地利用については、土地が現在及び将来における住民の限られた資源であるとともに、生活及び生産等、諸活動の共通基盤であることを考える必要があります。公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りながら、地域の環境的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と土地の均衡ある発展を図ることを基本理念に、総合的かつ計画的に行うことが重要です。

近年、本町を取り巻く社会経済情勢は、生活の多様化をはじめ、少子高齢化の進行等大きな変化が生じています。そのため、限られた資源である土地の有効活用を図り、安全で快適な住民生活の向上、産業振興等による地域活性化が必要となっています。

本町の特徴的な地域資源である海、池、川、山等の自然及びそれらを介した景観は、魅力ある自然環境を形成していることから、環境の維持・保全に努める必要があります。

また、本町の観光資源の中核をなす温泉やその他の観光施設との共存を図るとともに、自然環境に配慮しながら、自然と一体となった観光資源の活用にも努める必要があります。

今後も、様々な状況に考慮しながら、慎重なる配慮のもと、計画的視点に立った総合的な土地利用の推進を図ります。

- ①災害に強く、安全で安心な土地利用を図る。
- ②周辺市町との連携等、広域的な視点から見た土地の有効利用を図る。
- ③本町の持つ歴史・文化的風土の保全や自然的・社会的条件を踏まえた個性ある景観の創造を図る。
- ④低・未利用地及び耕作放棄地等の有効利用を図る。
- ⑤地球規模で環境への関心がある中、自然環境に配慮した持続的な発展が可能な土地利用を図る。
- ⑥農用地、森林の持つ多面的な公益的機能の維持を図る。
- ⑦農用地、森林、原野、宅地等の相互の土地利用の転換は、自然生態系や周囲の土地利用状況等を考慮し、慎重なる配慮のもとで計画的に行う。

(2) 土地利用の方針

①農用地

農用地については、本町の基幹産業である農業の健全な発展を図り、食料や農産物の安定供給を担う営農組織や農業者を育成するため、農業生産基盤の整備と優良農地の確保に努めます。

また、農作業の受委託や農地の利用集積、高収益作物の周年栽培を進める等、効率的な生産体制の確立と農地の有効利用を図りながら、集落営農組織や認定農業者等意欲のある担い手を中心とした地域農業を推進します。

さらに農用地は、土地保全機能、自然環境保全機能等多面的な機能を有していることから、耕作放棄の進行を防ぐための啓発活動を実施し、適正な管理、保全に努めます。また、老朽化や災害リスクに対応した基盤整備の再編や施設の補修等を行うことで、持続可能な農業生産を推進し、農地が持つ土地や自然環境の保全機能を維持します。

このような取組により農用地の維持に努める一方、中山間地域等の現状で再生困難と判断した不良農地は、山林や原野への地目変更を進める等、守るべき優良農地の明確化を図ります。

②森林

本町の約5割を占める森林は、木材生産の場だけではなく、洪水や山崩れ等の災害を防止する土地保全、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源かん養、良好な景観や自然環境の保全、地球温暖化防止等、多様な役割を担っています。

そのため、適切な間伐や枝打ち等の保全対策や海岸部の防風林を含めた松くい虫等の森林病害虫の駆除等を推進することにより、森林の公益的機能の維持向上に努め、本町の美しい景観、自然環境の保全を図ります。

また、将来の世代に豊かな森林を継承するため、森林保護への啓発や森林と人がふれあう場としての生活環境保全林の環境整備を推進します。

③原野

原野のうち、水辺植生、野生生物の生息地等、貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図ります。

④水面・河川・水路

本町の中央部に位置する東郷池や、天神川、橋津川、舎人川等の河川は、住民生活に密着し、憩いの場として欠かせない地域資源となっています。

そのため、水面・河川・水路については、大雨による洪水・浸水や土砂崩れ等災害発生の防止、安らぎとうるおいのある親水空間の創造、生活用水や農業用水等への安定した水資源の確保等を図るため、自然環境の保全に努めながら、暮らしの安全を守るための管理、整備を推進します。

⑤道路

道路網の整備は、快適な住民生活や経済発展のためにも欠くことのできない重要な役割を担っています。

本町は、国道9号と山陰道青谷・羽合道路を中心として、県中部の交通の要衝となる立地条件を有しており、住民生活や経済活動における利便性の向上を図るため、道路の利用状況や地域の実情、道路の必要性を考慮した適切な整備を図る必要があります。

そのため、道路の安全性、自然環境の保全に十分配慮しながら計画を策定し、山陰道の全線開通や国道179号の交通渋滞の解消、国道179号から山陰道インターチェンジへのアクセス道路の整備等において、必要な用地の確保に努めるとともに、計画的な整備を推進します。

また、農道及び林道は、農林業の生産性の向上及び農地、森林の適正な管理を行うため、必要な用地の確保に努めるとともに、その整備にあたっては、自然環境との調和、保全に配慮します。

⑥宅地

I 住宅地

住宅地については、人口や世帯数の動向や地理的条件等、本町の特性を踏まえながら、計画的な用地の確保や農地からの転用を図る必要があります。

住宅地の整備にあたっては、良好な居住環境を実現するため、防災上の配慮を促すとともに、福祉・緊急車両が通行できる道路、公園等生活関連施設の整備や、自然環境の保全及び調和を図る等、住みよい環境づくりに努めます。

また、住宅地の開発においては、無秩序な開発を未然に防止し、本町のまちづくりとの均衡を図りながら、快適で安心、安全な住環境の整備に努めます。

II 工業用地

地域経済は人件費や物価の高騰により先行きが見えない状況にあり、商工業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。

そのため、本町への新たな企業誘致は難しい状況にありますが、将来にわたって持続的に発展していくためには必要な要素といえます。企業の誘致は、雇用の促進、人口の増加、定住促進等、町の活性化にとって大きな効果をもたらすことから、企業立地の動向を把握しながら、工場跡地の有効利用を促進します。

⑦その他の用地

町民の憩いの場となる公園・緑地、文教施設、交通施設等の公共・公用施設用地は、住民生活における重要性と住民ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全や景観に配慮しながら、必要な用地の確保に努める必要があります。

また、中学校、こども園、町営住宅等公共施設の跡地については、町民の貴重な財産であり、財政状況やそれぞれの施設の事情、民間提案を考慮しながら、有効活用を図ります。

●利用区分ごとの規模

区分	面積 (ha)							構成比 (%)					
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年(推計)	令和17年(推計)	増減(R8年~17年)	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和17年
農用地	1,370	1,330	1,310	1,280	1,160	1,136	-24	17.6	17.1	16.8	16.4	14.9	14.6
農地	1,370	1,330	1,310	1,280	1,160	1,136	-24	17.6	17.1	16.8	16.4	14.9	14.6
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
森林	3,913	3,944	3,946	3,967	3,973	3,988	15	50.2	50.6	50.6	50.9	51.0	51.2
原野	13	13	13	5	5	6	1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
水面・河川・水路	594	594	594	594	592	592	0	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
道路	362	367	367	374	376	378	2	4.7	4.7	4.7	4.8	4.8	4.9
宅地	347	344	369	381	386	392	6	4.5	4.4	4.7	4.9	5.0	5.0
住宅	234	245	267	273	279	282	3	3.0	3.1	3.4	3.5	3.6	3.6
工業用地	1	1	1	2	2	2	0	0.00	0.01	0.01	0.03	0.03	0.03
その他の宅地	112	98	101	106	105	108	3	1.4	1.3	1.3	1.4	1.3	1.4
その他	1,194	1,203	1,195	1,192	1,301	1,301	0	15.3	15.4	15.3	15.3	16.7	16.7
合計	7,794	7,795	7,794	7,793	7,793	7,793	0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※これらの数値は、今後の経済社会の不確定さ等を考慮し、数値の増減があります。

